

第100号

2006

JUN

6

きずな THE KIZUNA

いとしご増刊

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

発行人：社団法人日本自閉症協会
編集人：社団法人日本自閉症協会
奈良支部
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

絆100号目

今月号で絆が100号となりました。奈良県支部発足以来、自閉症をめぐる新情報伝達、会員相互の連絡、自閉症理解に関するイベントや資料を紹介する重要な会報として続いてきました。現在では支部のメーリングリスト、ホームページ「きずな」各部連絡網で、緊急の情報発信や連絡もできるようになってきています。メールをお持ちの奈良支部会員のML（メーリングリスト）asj-nara

100号
記念

では現在2千回以上のメールでのやりとりが行われていますし、役員用のMLも毎日のように稼働しています。奈良県支部ホームページ「きずな」はこれまでに延べ14万以上のアクセスがあります。このように、インターネットを利用した情報が活発になっていいる今日ですが、それでも全ての方がインターネットを利

用する環境にあるわけではありません。その意味で、会報「絆」は会員全員に情報が届く唯一の情報紙です。これからも大切にしていきたいと思えます。各種情報の充実など内容については、会員の皆様の協力が無いと質を高めることができません。最近皆様からの投稿記事が少なくなっているように思えます。

みんなに知ってもらいたい内容や、考えて欲しい問題があればぜひ事務局にお寄せください。 河村

第25回つながり祭に参加して今年も5月21日第25回つながり祭に自閉症協会としてお花の販売で参加致しました。今年のおつながり祭はとてもいいお天気となり安心しました。私は販売とかに慣れていないので、とても緊張しましたが手慣れた先輩方、役員の方々、上島さんに助けていただいたりしているうちに楽しく販売できるようになりました。お花の説明をしてくださった上島さん、お手伝いをしてくださった会員の方、お花を買ってくださった皆様ありがとうございました。来年もいいお天気になるように願っております。

嶋名めぐみ

☆奈良県発達障害支援センター
でいあー
平成18年度
第一回 連絡協議会開催のご案内
開催日時
平成18年6月30日（金）
午後1：30 受付
午後2：00 開始
開催場所
奈良仔鹿園 さくらんぼ室
奈良市古市町1-2
TEL 0742・62・7746
FAX 0742・62・7747
内容 自己紹介 昨年度報告 平成18年度事業計画 情報交換

社団法人日本自閉症協会の総会 5/14 で以下のような「新組織プラン（移行計画）の提案」と「連結会計」についての提案がありました。重要な内容なので、皆様お知りおきくださるとともに、奈良県支部の今後のあり方について各支部等で論議をお願いしたいと思います。 支部長 河村 侑二

★概要 支部宛の石井会長の文書から。「組織プラン（移行計画）の提案と連結会計の事務説明会の開催について」日頃より、当協会の運営に多大なるご尽力をいただき深く感謝申し上げます。さて平成 17 年度は、組織運営等検討委員会を設置し、課題となっておりました消費税納税と連結会計に端を發し、協会と支部の関係に焦点をあてて、活動面、運営面、財政面などの側面から検討を重ねて参りましたが、去る2月 25 日に開催されました第 42 回理事会におきまして「協会の組織のあり方について（タイプB：地方分権型）」の提案プランが承認されました。これにより、本件は来る5月 14 日に開催予定の第 18 回総会に提案をさせていただくことになりましたのでご報告申し上げます。

尚、公益法人の正常化に関しては、4月 20 日に衆議院で可決され、24 日より参議院で審議が開始される「公益法人制度改革関連法案」が成立いたしますと、平成 19 年度中に政省令の整備が行われ、平成 20 年より施行される模様です。内閣官房より示された同法案骨子によると、平成 20 年からは、現在の公益法人は、準則主義により主務官庁の設立許可無く

一定の要件を具備すれば、自由に設立出来るようになる一方、税制面の恩恵を受けるには、第三者機関による「公益性」の認定を受ける必要があり、そのためには、公益法人としての総会運営の透明性（定足数遵守）や財産管理・法人経理の厳格性を強く求められることとなります。

また、「連結会計」につきましても、平成 18 年度より速やかに正常化すべく準備を進めることで理事会の承認をいただきました。連結会計に伴う移行処理方法やスケジュールにつきましても、当日、説明をさせていただきたいと考えています。

組織改革推進ならびに連結会計実施のスケジュールについては添付資料のような日程を考えておりますが、提案後は、十分な時間をかけて支部の皆さまのご意見を頂戴しつつ進めて行きたいと考えています。

本部・支部、双方向からの十分な審議と検討を要する大変重要な改革となりますので、支部役員の皆さまの総会出席の機会を捉え、第1回説明会を準備致しました。本日、資料を事前配布させていただきますのでご一読いただきまして、ご意見、ご質問などを事前に協会宛お送りいただくか、もしくは当日説明会に持参くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

日時：平成 18 年5月 13 日（土曜日）午後2時～6時
場所：南青山会館（※奈良県支部からは河村が出席しました。）

★新組織プランについて

理事会提出資料 協会の組織のあり方について（提案プラン）

組織運営等検討委員会は、活動面、運営面、財政面などいろいろな側面から協会の組織のあり方を検討していますが、特に早急な整備を必要とする消費税納税と連結会計に焦点をしばり、昨今の社会情勢や会員数の増加（平成元年度会員数3397名→平成 16 年度会員数13789名）に伴う組織サイズの変化なども考慮し、今、そしてこれからの時代に沿った本部、支部のあり方について以下の3つの組織タイプをもとにそれぞれのメリット、デメリットを比較検討し、これからの協会組織のあり方について検討を行いました。

また、この間、支部に対する「組織運営等に関するアンケート」の実施や全国支部役員連絡会議での意見交換（平成 17 年 10 月）などにより支部の現状の把握を行いました。その状況を踏まえ、現在の支部活動に支障をきたすことなく今後の支部活動の展開が図られるよう、また支部からの要望も取り込めるよう十分に配慮し、組織のあり方を検討いたしました。以下に3つの組織タイプについての検討経過を示すとともに、組織運営等検討委員会として推薦する組織タイプを提案いたします。として②のBタイプを推薦してきました。

①タイプA（現行タイプ）比較的小規模（会員数1万人未満）の社団法人に多いタイプで、特徴としては、支部組織での活動規模が協会本部に比べて小さい場合に効率的な組織タイプ

です。例；日本てんかん協会、日本筋ジストロフィー協会、日本オストミー協会など②タイプB（地方分権タイプ）大規模な社団法人タイプで、特徴としては、都道府県単位の地方組織が独立法人化し、活発な事業展開を実施しています。地方組織の代表者が全国組織の会員（社員）として全国協議会の運営に参加するという形です。（手をつなぐ育成会・日本知的障害福祉連盟・全日本難聴者中途失聴者団体連合会、全国腎臓病協議会などの形）③タイプC（移行期折衷タイプ）社団法人とNPO法人などの別法人との組織二重化タイプで、（茨城支部・東京都支部・京都府支部・岡山県支部・佐賀県支部・千葉県支部）

支部を設立母体として事業体を別法人の取得で切り離すタイプ。意志決定、会員間の乖離等で問題があるとされています。奈良県支部も任意団体でいるか法人化するかなど態度を決めなければなりません。今後各支部で検討をお願いします。

★連結決算

平成18年度より、社団法人日本自閉症協会の事業運営、財務状況等が全体として把握できるように、本部と支部の会計を連結して決算報告をしなければなりません。これは、平成18年4月からの公益法人会計基準の改正に伴うもので、協会が外部報告目的に作成する財務諸表のために、各支部では収支決算書と貸借対照表、財産目録、預金通帳のコピーなどを提出しなければなりません。

★監事 杉浦宏章氏による監査報告書

社団法人日本自閉症協会の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの事業年度に関して法人の業務の運営状況と II 事業の内容及び実施状況について監査を実施した。その結果、次のような改善を要することがあったので報告する。

基本的には「公益法人の設立許可及び指導監督」(閣議決定・平成 10 年改正)に基づいた適正な管理運営を行うこと。1 果たすべき社会的役割などを明確にし「法人運営の理念・基本方針」をもって「事業計画書及び収支予算書」を作成し、これらに基づいた運営を行うこと。

2 「公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款に示されている事業とすること。」となっており、これを遵守した法人運営を行うこと。3 社団法人の「最高意思決定機関」は「会員総会」であり、定款に基づいて適正な管理運営を行うこと。

4 社団法人として「法人運営に会員の意思が正当に反映されるために必要な経費」を中心とした長期財政計画を確立すること。

5 「公益法人とは、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする。」を基本とし、医療・福祉・教育関係者などの会員の確保策とこれらの会員の要望などに応えているか検討すること。

★公益法人に関する情報

国は、行政改革の一環として、各省庁の大臣が認可した公

益法人(財団・社団法人)で、特定役員による悉意的運営や社会的役割の欠如などがみられるいわゆる問題法人の整理・統合・廃止を目的とした指導監督を行っている。平成 8 年の「公益法人の設立許可及び指導監督」の閣議決定以来、NPO 法人制度の創設や公益法人の実態調査、厳しい指導監督により公益法人の統合・廃止に努めているが、今回、国会に提案されている行政改革関連法の一つとして「公益法人制度改革法」がある。これは各省庁に任せている指導監督権の一部を内閣府に移行し、強力な改革推進を図ろうとする制度改定であり、内閣府に「公益認定等委員会」を設け、各省庁の公益法人の公益性などを審査し、その運営状況によって「一般法人」と「公益法人」に分け、税制や助成での優遇を受けられる「公益法人」の削減を目的としている。

そのほか、公益法人に関連する制度改革は、○「公益通報者保護法」の制定(公益を害していることの通報者の保護)○労働基準法の改定(残業、休日勤務の手当支給のほか、その代休日の保障)など公益法人の運営にあたっては、益々厳しくなるものである。この厳しい時期に公益法人として姿勢を正し、社会的な役割を明確にし、指導監督基準を遵守した法人の管理運営を行う必要があること。○これからの自閉症支援に重要な課題と方向性 自閉症の人たちは、知的な遅滞の有無にかかわらず、適切な専門的な配慮のもとに、臨機応変で継続的な支援が必要とされる。

平成 18 年 5 月 22 日	関係団体 各位	「障害保健推進議員連盟」及び「知的障害者対策議員連盟」の名簿を別紙 1、2 に添付しておりますので、各賛同団体におきましては関係議員に参加の働きかけをお願いいたします。
財団法人 日本知的障害者福祉協会	会長 小坂 孫	なお、今回の緊急行動計画においては超党派としておりますので、名簿以外の国会議員にも併せて参加の働きかけをお願いいたします。
次		2. 各賛同団体でとりまとめた請願書については、当日受付に提出していただきますが、その様式については、別紙のとおりであります。
会		3. 集会当日の開催要綱(シナリオ)については、できあがり次第送付いたします。
「新たな障害程度区分に対する緊急行動計画」への賛同のお願いについて		(財)日本知的障害者福祉協会事務局
日頃より、本協会の事業活動につきましては、ご理解ご協力を賜り感謝いたしております。		電話番号 03-3438-10466
さて、本協会では、来る 6 月 6 日(火)に別添の「緊急行動計画」を実施することといたしました。		FAX 番号 03-3431-1803
つきましては、この趣旨に賛同いただける場合は、5 月 29 日(月)までに協会事務局まで、ご連絡ください。		担 当 大島、大久保、末吉
なお、賛同団体となった場合には、請願書のとりまとめ及び集会に参加いただくこととなりますが、この集会に係る費用については、ご負担ありません。今後の対応等については次のとおりですので、よろしくお願いいたします。		
1. 緊急行動計画においては、国会議員に参集していただくことが重要であります。ついては、自由 民主党の		

大阪府こころの健康総合センターが、広汎性発達障害を正しく理解し、この障害のあるお子さんたちに適な援助がなされることを願って、大阪自閉症協会監修で、冊子「ええやん ちがっても～広汎性発達障害の解のために～」を、作成しています。冊子は、[大阪府こころの健康総合センター]のホームページから全文をダウンロードできますので、ご紹介させていただきます。

<http://www.iph.pref.osaka.jp/kokoro>

イラストは、P&A 大阪のパンフレットでお馴染みの武井陽子さんです。

新たな障害程度区分に対する緊急行動計画

(財)日本知的障害者福祉協会

障害者自立支援法による新たな障害程度区分は、知的障害者の利用できる福祉サービスを決定づけるとともに、事業者が利用者のニーズに応じたサービスを確保するうえで重要なものとなっているが、3障害一元化のもと、知的障害の障害特性を軽視し、これまで築き上げてきた知的障害福祉を後退させ、知的障害者の生活を脅かしかねないものとなっている。

よって、知的障害者が相応しいサービスを選択でき、かつ、事業者が安定した質の高いサービスが提供できるよう、新たな障害程度区分を抜本的に見直すことを求め、関係団体等と協同し、緊急行動を展開するため、次のとおり緊急行動計画を策定する。

○行動内容

- ・緊急集会の開催。＊6月6日午後2時～4時、日比谷野外大音楽堂
- ・関係行政機関等へ陳情（緊急アピール文書並びに請願書提出）。

○緊急集会開催要綱・緊急アピール文書の作成

○周知・啓発に向けたポスター作成

○会員、関係団体等（家族、利用者等）、議員への参加協力の呼びかけ

- ・会員、利用者ならびに家族を含めた関係者への参加呼びかけと請願書署名依頼。
- ・関係議員への参加呼びかけ。
- ・参加呼びかけは、文書ならびにホームページ上等により広く呼びかけ。

○関係行政機関、関係議員、報道機関への周知

○主催団体等について

- ・主催団体は本会とし、緊急集会の開催にあたっては本会に実行委員会（地区会長により構成…委員長は西村副会長）を設ける。
- ・参加協力団体等は「賛同団体」とし、明示する。

日 時	内 容
5月22日（月）	緊急集会の周知・参加・請願書署名呼びかけ＊関係行政機関、障害関係議員、報道機関等への周知＊参加・請願書署名、カンパ呼びかけ（会員並びに関係団体等）
6月1～2日	＊プレス発表
6月6日（火）	緊急集会（日比谷野外大音楽堂：東京都）
	陳情・請願書提出＊陳情先 厚生労働省、知事会、市長会、町村長会
	＊陳情者 会長等、家族代表者、利用者代表者等
<行動計画>	
	＊緊急集会名「知的障害者の福祉サービスの確保を求める緊急集会」
	－知的障害者を軽視した障害程度区分を抜本的に見直せ－

(平成18年5月19日現在)